

内閣参質一八七第七八号

平成二十六年十一月二十五日

内閣總理大臣 安倍晋三

参議院議長山崎正昭殿

参議院議員福島みづほ君提出「従軍慰安婦」問題に關する質問に對し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員福島みずほ君提出「従軍慰安婦」問題に関する質問に対する答弁書

一について

政府の基本的立場は、衆議院議員辻元清美君提出安倍首相の「慰安婦」問題への認識に関する質問に対する答弁書（平成十九年三月十六日内閣衆質一六六第一一〇号。以下「平成十九年答弁書」という。）三の2についてでお答えしたものと同じである。

二から四までについて

お尋ねの「いわゆる従軍慰安婦問題の本質」の意味するところが必ずしも明らかではないが、慰安婦問題に関する政府の見解は、平成十九年答弁書一の1から3までについてでお答えしたものと同じである。

五について

自由権規約委員会により採択された日本の第六回定期報告に関する最終見解は法的拘束力を有するものではないが、当該最終見解の御指摘に係る部分については、その内容の当否等を十分に検討の上、政府として適切に対処していきたいと考えている。

